

討論 ピックアップ 議 号 第 2 号

菊川市議会基本条例の 一部改正について

菊川市議会基本条例第22条の規定に基づき、議員一人ひとりが各条項について検証を行い、およそ1年をかけて協議した結果、政務活動費に関する条項や基本条例の見直しに関する条項などに改正が必要となったため、改正するものです。

審査において
こんな討論がされました

反対 横山隆一議員

議会基本条例の、会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するという条文について、複数人であるべきといった極めて稚拙な解釈のもとで、1人会派を認めないという条例改正をすることは、条例制定に関わった立場として、到底受け入れることはできない。

賛成 鈴木啓之議員

市民アンケートを実施、分析

し、全議員が基本条例の目的達成度を検証し、議会運営委員会

において、その結果を基に検討してきた。途中経過についても、全議員で意見交換をし、本日上程されている。大きな文言の変更はないが、考え方としては開かれた議会に向けて大きな進歩であると確信している。

反対 落合良子議員

17人程度の議会では会派制は本来に必要なものか。弊害も大きく、過半数を超える会派や1人会派の問題など、会派性の可否も含め検討すべき。

一般質問

議会の映像配信をご覧いただくには

ここをクリック

菊川市議会 **検索**

まずは、菊川市ホームページ内
菊川市議会トップページへ

生中継
現在開催中の会議をリアルタイムで配信しています。

録画映像
過去の会議の録画映像を配信しています。

生中継は
こちらから
ご覧になれます

録画映像は
こちらから
ご覧になれます

一般質問とは？

市議会議員が市に対して、市民の皆さんの生活にかかわる大切なことを質問します。
あなたの生活にかかわる質問はありますか？

質問議員：10名 質問数：15問



議会の生中継や録画映像をインターネットにより配信していますので、ぜひご覧ください。
また、会議録はホームページ、市役所4階議会図書室、菊川文庫、小笠図書館で閲覧できます。